

# IASB の動向 (2013年5月～2013年7月)

みうら あけみ  
三浦 朱美  
研究員

## I. 基準等の公表

### 1. IASB が IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」を公表 (2013 年 5 月 20 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」を公表した。政府が課す賦課金の会計処理に関する解釈指針である本解釈指針は、IASB の解釈作成機関である IFRS 解釈指針委員会 (「解釈指針委員会」) が開発したものである。

解釈指針委員会は、政府が課す賦課金 (法人所得税を除く。) を支払う負債を企業が財務諸表においてどのように会計処理すべきなのか (特に負債を認識すべき時期) を検討してきた。IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、負債の認識に関する要件を示しており、その 1 つは企業が過去の事象の結果として現在の債務を有しているという要求である (債務発生事象と呼ばれる。)。本解釈指針は IAS 第 37 号の解釈指針として、賦課金支払負債を生じさせる債務発生事象は、関連する法令に述べられている賦課金の支払の契機となる活動であることを明確化している。

本解釈指針には、本解釈指針をどのように適用すべきなのかを例示するガイダンスが含まれている。本解釈指針は、2014 年 1 月 1 日以後

開始する事業年度について有効となる。

### 2. IASB が IAS 第 36 号「資産の減損」の狭い範囲の修正を公表 (2013 年 5 月 29 日)

IASB は、「非金融資産に係る回収可能価額の開示」(IAS 第 36 号の修正) を公表した。IAS 第 36 号「資産の減損」の今回の狭い範囲の修正は、減損した資産の回収可能価額が処分コスト控除後の公正価値を基礎としている場合の当該金額の開示を扱うものである。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」を開発する際に、IASB は、IAS 第 36 号を修正し、減損した資産の回収可能価額に関する開示を要求することを決定した。本修正は、IASB の当初の意図 (この開示の範囲は、減損した資産の回収可能価額のうち処分コスト控除後の公正価値を基礎としているものに限定されること) を明確化するものである。

本修正は、2014 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に遡及適用される。企業がすでに IFRS 第 13 号を適用している場合には、早期適用が認められる。

### 3. IASB がデリバティブの契約更改について救済措置を提供 (2013 年 6 月 27 日)

IASB は、「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS 第 39 号の修正) という表

題の IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の狭い範囲の修正を公表した。

本修正により、特定の条件に該当する場合には、ヘッジ手段に指定されているデリバティブが法律又は規制の結果として集中化された相手方との清算を行うために契約更改される状況において、ヘッジ会計を継続することが可能となる（ここでいう、「契約更改」とは、契約の当事者が当初の相手方を新たな相手方に置き換えることに合意していることを指す。）。

この救済措置は、店頭デリバティブの広範囲の契約更改につながる多数の法域での法制変更を受けて導入されたものである（これらの法制変更は、店頭デリバティブの透明性及び規制上の監督を国際的に一貫した非差別的方法で改善するという G20 の公約により推進されたものである。）。

同様の救済措置は IFRS 第 9 号「金融商品」にも含まれることになる。

## II. 公開草案等の公表

### 1. IASB と FASB がリース会計の変更を提案（2013年5月16日）

IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）は、リースの会計処理の変更案を示した改訂公開草案を一般のコメントを求めるため公表した。

リースは、多くの組織にとって重要な活動であるが、現行の会計基準では、リースの大多数が借手の貸借対照表で報告されていない（ファイナンス・リースについては、借手はリース資産及び負債を貸借対照表に認識しているが、オペレーティング・リースについては、借手はリース資産又は負債を貸借対照表に認識していない）。よって、現行の基準は、リース取引の忠実な表現を必ずしも提供しておらず、財務諸

表利用者のニーズを満たしていないとして批判されてきた。

両審議会は、リースにより創出される権利及び義務について借手が資産及び負債を認識することを要求するリース会計のアプローチを開発した。このアプローチでは、借手は、12 か月超のリースについて資産及び負債を認識することになる。

また、本改訂公開草案では、多様なリース取引の経済実態をより適切に反映するため、リースから生じる費用及びキャッシュ・フローの認識、測定及び表示について、二本立てのアプローチ（dual approach）を提案している。このアプローチでは、大部分の不動産について、借手は定額のリース費用を損益計算書に報告することになる一方、不動産以外の大部分のリース（設備又は輸送機器など）について、借手は、リース負債に係る利息を資産の償却と区分して報告することになる。さらに、両審議会は、リースから生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を投資者及び他の財務諸表利用者が理解できるようにする開示を提案している。

また、貸手の信用リスク及び資産リスクへのエクスポージャーに関する透明性を高めるため、リース取引で設備及び輸送機器の認識の中止をする会計処理方法についての変更も提案されている。

FASB と IASB の両審議会の改訂公開草案は、ほぼ同一であり、主な相違点は US GAAP と IFRS との現行の相違及び FASB が未公開企業に関連して行った決定に関連するものである。コメント期限は 2013 年 9 月 13 日である（詳細については、本誌 189 頁の「IASB 改訂公開草案「リース」について」を参照いただきたい。）。

## 2. IASB が保険契約の会計処理に関する改訂後の提案を公表 (2013年6月20日)

IASB は、保険契約の会計処理に関する提案の改訂公開草案を一般のコメントを求めため公表した。本公開草案は2010年に公表した提案を基礎とし、当該提案の公表後の広範な公開協議の期間中に受け取ったフィードバックを反映している。

この改訂提案は、保険契約の会計処理についての首尾一貫した基礎を提供し、財務諸表利用者が、保険契約がどのように企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに影響を与えているのかを理解することを容易にすることを意図している。2010年公開草案で提案したモデルはおおむね支持されたものの、いくつかの特定の課題が指摘されており、IASBはこの解決に努めてきた。本改訂提案は、不自然な会計上のボラティリティの最小化を図りつつ保険契約の表示及び測定を改善することにより、こうした課題に対応するものである。

IASB が2001年に作業を開始したときには、国際会計基準 (IAS) には保険契約に関する基準が存在しなかった。欧州連合等による2005年の国際財務報告基準 (IFRS) の採用に備えて、IASB は、保険契約に関する会計基準の包括的な見直しが完了するまでの暫定的な基準 (IFRS 第4号) を導入した。この包括的な見直しの第1段階は2007年のディスカッション・ペーパーの公表により開始し、2010年には公開草案が一般のコメントを求めため公表された。

本改訂公開草案は、保険契約の会計処理に関する提案の全体を含んでいるが、コメント提出者は、IASB が2010年公開草案へのコメント対応として変更された主要領域についてのコメントを求められている。改訂公開草案は、2013年10月25日までコメントを募集している (詳細については、本誌206頁の「IASB 改訂公開

草案「保険契約」の概要」を参照いただきたい)。

## 3. IASB が果実生成型植物に関する提案を公表 (2013年6月26日)

IASB は、果実生成型植物をIAS第16号「有形固定資産」の範囲に含める提案の公開草案を、一般のコメントを求めため公表した。

果実生成型植物は、生産期間にわたって作物を生成するためだけに企業が保有する種類の生物資産である。例としては、ぶどうの木、ゴムの木や油ヤシなどがある。

IAS第41号「農業」では、農業活動に関連するすべての生物資産 (果実生成型植物を含む) を売却コスト控除後の公正価値で測定することを要求している。この要求は、生物学的変化は公正価値測定により最も適切に反映されるという原則に基づくものである。

しかし、いったん成熟した後は、果実生成型植物は著しい生物学的変化を経験することはない。さらに、これらによる事業活動は製造業と類似している。したがって、本公開草案は、果実生成型植物をIAS第41号ではなくIAS第16号により会計処理し、原価モデル又は再評価モデルのいずれかの使用を認めることを提案している。果実生成型植物により生成された作物については、引き続きIAS第41号における公正価値モデルの対象となる。本提案は2013年10月28日までコメントを求めている。

## 4. IASB が「概念フレームワーク」に関するディスカッション・ペーパーを公表 (2013年7月18日)

IASB は、IASB 「財務報告に関する概念フレームワーク」の考え得る変更について検討したディスカッション・ペーパーを、一般のコメントを求めため公表した。本ディスカッション・ペーパーは、改訂「概念フレームワーク」

公表へ向けての第1段階である。

「概念フレームワーク」は、財務諸表の作成及び表示の基礎となる概念を示すものであり、IASBがIFRSの開発及び改訂を行う際に使用する原則を識別している。現行の「概念フレームワーク」は、IASBが高品質のIFRSを開発し、それにより財務報告を改善することを可能にしてきた。しかし、いくつかの重要な領域を扱っておらず、一部には更新が必要なガイダンスがある。

2011年に、IASBは今後のアジェンダについての優先事項を識別する際の参考とするための広範な公開協議を実施した。この協議へのコメント提出者の大半は、「概念フレームワーク」に関する作業を、優先順位の高いものとしていた。

本ディスカッション・ペーパーは、IASBが改訂「概念フレームワーク」の公開草案を開発する際に検討するであろう重要な論点に関して、初期的な見解及びコメントを得るよう作成されている。論点には以下の事項が含まれている。

- 資産及び負債の定義
- 認識及び認識の中止
- 持分と負債との区別
- 測定
- 表示及び開示
- その他の包括利益 (OCI)

本ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」は、2014年1月14日までコメントを募集している（詳細については、本誌214頁の「IASBディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」の概要」を参照いただきたい。）。

### Ⅲ. その他のIASB関連のプレスリリース

#### 1. IASBが金融商品の分類及び測定について調査を開始（2013年5月8日）

IASBは、2012年11月の公開草案「IFRS第9号の分類及び測定に関する要求事項の限定的な変更（IFRS第9号（2010年）への修正提案）」について、財務諸表利用者への調査を2013年5月7日から開始した。

IASBは、アナリストや投資家に、公開草案での提案（金融商品の分類について、いわゆる第3カテゴリであるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する測定区分（FVOCI）を導入すること）についてのインプットを求める。このFVOCIカテゴリの導入は、金融商品がどのように管理されるかをより良く描写するために提案されている。今回の財務諸表利用者を対象とした調査は、IFRS利害関係者すべてへのアウトリーチ活動の一部を構成する。

#### 2. 解釈指針委員会の委員の2013年における任命（2013年5月9日）

IFRS財団の評議員会は、解釈指針委員会の委員の任命と再任を公表した。

Tony de Bell氏、Reinhard Dotzlaw氏及びMartin Schloemer氏がそれぞれ3年の任期（1回の再任が可能）にて任命された。De Bell氏は英国PwCにおけるグローバル・アカウントティング・コンサルティング・サービスのメンバー、Dotzlaw氏はKPMGグローバルIFRSパネルのカナダ・メンバー、Schloemer氏はドイツのバイエル社における会計原則・方針担当の部門長である。任期は2013年7月1日から開始する。

また、解釈指針委員会は会計事務所からの構成員を増やすべきであることを2012年に合意していたため、1議席（3年間でのローテ-

ション) に対する2名の任命も行われた。Andrew Watchman氏(Grant Thorntonにおける国際財務報告担当エグゼクティブ・ディレクター)が2013年7月から3年間の任期を務めたのち、Andrew Buchanan氏(BDOにおけるIFRSグローバル・ヘッド)が2016年7月にこの議席を引き継ぐ予定である。

解釈指針委員会の委員数は14名にとどまる。Feilong Li氏は2013年6月末に最初の任期を終え、次の3年の再任が予定されている。

### 3. Sue Lloyd氏をIASB理事に任命(2013年5月23日)

IFRS財団の評議員会は、Sue Lloyd氏のIASB理事(5年任期、追加で3年間の再任が可能)としての任命を公表した。

Sue Lloyd氏は現在IASBのテクニカル活動担当シニア・ディレクターとして、新基準の開発(特に現在のアジェンダ)についてテクニカル・スタッフをリードする立場にある。その前には、IASBの資本市場担当ディレクターとして金融商品会計の改善に取り組んできた。また、IASBのスタッフとなる前には、英国やオーストラリアにおける銀行セクターにおいて上級職に就いていた。Lloyd氏はニュージーランド出身でニュージーランド会計基準委員会の元メンバーである。同氏の任命は、Prabhakar Kalavacherla氏が2013年12月に5年の任期を終えて退任する予定を受けたものであり、2014年1月1日から任期が開始する。

### 4. IASBが開示フォーラムに関するフィードバック・ステートメントを公表。財務情報開示に関する行動の変化を求める(2013年5月28日)

IASBは、財務情報開示に関してIASBが主催したフォーラムでの議論を要約したフィードバック・ステートメントを公表した。また、財

務報告開示の質と量に関する継続的な懸念への対処に向け、作成者、規制当局、会計専門家とIASBとの共同での行動が促進されることを望んでいる。

2013年1月、IASBは、開示の有用性と明瞭性を改善する方法についての作成者、監査人、規制機関、財務諸表利用者とIASBとの間の対話を促進するフォーラムを開催した。このフォーラムでは、財務情報開示の量の増大や質と有用性の低下の要因が議論されたが、このフィードバック・ステートメントは、この議論と関連施策を要約したものである。IASBは、次の3つの主要な領域で自ら行動を取る意向である。

- ①IAS第1号の修正：IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を行い、財務報告作成の際の作成者の判断行使に関して認識されている障害に対処する。
- ②重要性：IASBは、重要性に関する教育マテリアルを、諮問グループからのインプットにより開発する。
- ③開示に関する別個のプロジェクト：IASBは、開示の有効性に関連した幅広い課題を、調査研究アジェンダの一部として検討する。(詳細については、本誌227頁の「IASB開示フォーラムのフィードバック文書について」を参照いただきたい。)

### 5. IASBが中小企業向けIFRS(2009年版)を適用する零細企業のためのガイダンスを公表(2013年6月27日)

IASBは、中小企業(SME)向けIFRSを適用する零細企業をサポートするためのガイダンスを公表した。

中小企業向けIFRSは、IFRSの完全なセットに基づいているが、世界中の全企業の95%以上を占めるとされる公的説明責任のない企業及び当該企業の財務諸表利用者のニーズ及び

能力に合わせた、高品質な財務報告原則のセットである。

中小企業向け IFRS は、世界中で広く受け入れられており、80 か国超が当該基準をすでに採用したか、採用を計画しているが、当該国の中には、わずかな従業員のみを零細企業が、中小企業向け IFRS を使用している国もある。関係者からの要望に応じて、現在中小企業向け IFRS を適用している零細企業を支援するため、かつ、将来の適用を検討する企業にとって中小企業向け IFRS を利用しやすくするため、IASB は本ガイダンスを開発した。ガイダンスは中小企業向け IFRS の適用を支援するが、零細企業のための個別基準は構成していない。

本ガイダンスは、中小企業向けの IFRS に関する諸問題に関して IASB を支援する SME 導入グループからのインプットを得て開発された。ガイダンスは、資産、負債、収益及び費用の認識及び測定に関する原則を何ら修正することなく、典型的な零細企業に必要とされる可能性の高い規定のみを中小企業向け IFRS から取り出している。いくつかの分野においては中小企業向け IFRS の原則を適用する零細企業に役立つように、さらなるガイダンス及び設例も含めている。

本ガイダンスは、ガイダンスが対象としていない項目については中小企業向け IFRS を相互参照している。本ガイダンスを適用した場合、本ガイダンスは中小企業向け IFRS の規定を修正していないため、企業の財務諸表注記及び監査報告書には、中小企業向け IFRS に準拠していると言及できることができる。

## 6. IASB が IFRS 第 8 号「事業セグメント」の適用後レビューを完了 (2013 年 7 月 18 日)

IASB は、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の適用後レビューの完了を公表した。適用後レ

ビューの実施規定が、2007 年に IFRS 財団評議員会によってデュー・プロセスに加えられて以来、当基準は、IASB が当該レビューを実施する最初の基準となる。

適用後レビューは、新基準若しくは既存の基準に対する重要な修正に対する国際的な適用の通常 2 年後に、IASB によって実施される。レビューの目的は、新基準が期待されたように機能しているか、その目的を達成したか、及び財務報告を改善したかに関して検討することである。

評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) は、今後のレビュー・プロセスをさらに発展させるために、この最初の適用後レビューを活用するよう、スタッフに奨励をした。IASB は、レビューの範囲を拡大し、公式の公開協議を通じたプロセスの透明性をさらに強化した。当該変更は、2013 年 1 月に、IASB のデュー・プロセスに追加された。

IFRS 第 8 号のレビューは、当該基準は概して期待されたように機能しているとの結論を下した。さらなる調査が必要となる限定的な領域は、FASB との連携が必要であり、IFRS 第 8 号によって達成された US GAAP とのコンバージェンスの中で検討される。

## 7. IASB が IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューを開始 (2013 年 7 月 25 日)

IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューを開始した。この企業結合基準は企業が他の企業を取得する際の会計処理を定めたものであり、2004 年と 2008 年の 2 段階で開発された。IASB は、適用後レビューが、この両段階における変更 (連結財務諸表の表示の変更を含む。) に対して行われることを確認した。

本レビューは、2つのフェーズを含む。第 1 フェーズでは IFRS 第 3 号適用において直面した問題点若しくは予期されなかったコストに関

する領域を特定するための対象を絞ったアウトリーチを行う。また、適用についての学術的な研究等についてもレビューを行う予定である。また、第1フェーズには、一般のコメントを求めめるための情報募集（RFI）が含まれている。第2フェーズでは、基準適用の経験と、適用結果を利用した投資家等の経験から学ぶため、IASBは、広範なアウトリーチ活動及びRFIで受領した一般のコメントの分析を行う。最終的には、IASBは、主要な発見事項と（必要となった場合には）さらなるステップに関してまとめたフィードバック・ステートメントを公表予定である。

#### 8. FASBとIASBが収益認識について共同で移行リソース・グループを設立（2013年7月26日）

IASBとFASBは、これから公表される予定のコンバージェンスされた収益認識の最終基準に関する共同の移行リソース・グループを設置することを正式に公表した。

本グループは、企業、機関、その他の組織が収益認識基準を適用する際に生じるであろう解釈上の問題に関してIASBとFASBに情報提供を行う責任を持つ。本グループは、共通の取引について実務上の多様性が当然に生じ得る利害関係者の問題について、情報収集・分析・議論を行う予定である。また、基準の要求事項の適用を議論する場を提供することに加え、本グループは、もし多様性を解消するために両審議会に必要なアクションがある場合、その決定の一助になる情報を提供することになる。なお、本グループ自身はガイダンスを発行しない。

## IV. IFRS 財団関連のプレスリリース

### 1. モニタリング・ボードがメンバー要件の評価手続及びタイムテーブルに関して合意（2013年5月2日）

IFRS財団のモニタリング・ボードは、4月11日にロンドンで開催されたモニタリング・ボード会合の結果を公表した。モニタリング・ボードは、2013年3月1日に公表した既存及び新規メンバーのメンバー要件に照らした評価アプローチに関する合意を踏まえ、メンバーの評価及び選定に係る評価手続及びタイムテーブルを決定した。また、モニタリング・ボードは、IFRS財団ガバナンス改革に関する報告書の提言を踏まえ、監視活動に対する戦略的な関与について議論し、モニタリング・ボードの透明性の向上について合意した。

### 2. モニタリング・ボードがメンバー候補を募集（2013年5月20日）

IFRS財団のモニタリング・ボードは、メンバー増員に伴うメンバー候補の募集を公表した。メンバーは、2013年3月1日にプレスリリースで述べられていたようなメンバー要件に沿って選出される。メンバー候補は、各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局でなければならない。モニタリング・ボードは、主に新興国から追加の資本市場当局を含めるために4名までメンバーを増員する。すべての新たなメンバーがすぐに選出される必要はない。また、2名の交代制メンバーが、別の手続によって、証券監督者国際機構（IOSCO）と協議して選出される。

### 3. IFRS 財団が IFRS の国際的なアドプションに向けての進捗状況を図表化 (2013 年 6 月 5 日)

IFRS 財団は、IFRS の国際的なアドプションへ向けての進捗状況を評価するための取組みの第 1 フェーズを完了した。

本取組みは、G20 が求める「高品質な財務報告基準の単一のセットの国際的なアドプション」という目標達成に向けて、利害関係者が各法域の進捗状況を把握するための情報提供を意図したものである。

本取組みにおいて、IFRS の使用に関する各法域の決定がプロフィールとして記述されている。また、各国の法律又は規制の下での IFRS のアドプション又はエンドースメントのための手続も、自国の言語への IFRS の翻訳のための手続とともに扱っている。アンケート調査に回答した 66 の法域については以下の結果であった。

- 95% が、国際的な適用に適合する財務報告基準の単一のセットとして IFRS の支持を公約している。
- 80% が、証券が公開取引されている企業のすべて又はほぼすべてに対する要求として IFRS をすでに採用している。残りの法域の大半は、IFRS の使用に向けて大幅に進展している。
- IFRS を採用している法域が IFRS に加えている変更はごく少数である。加えられた少数の変更は一般的に、当該法域が IFRS を採用するための計画における一時的な措置とみなされている。さらに、ほぼすべてのケースで、IASB には、当該法域が変更を加えている基準を改訂するための活動中のプロジェクトがある。
- 半数以上の法域が、中小企業向け IFRS をすでに採用しているか又は近い将来に採用することを計画している。

本プロジェクトの第 2 フェーズは進行中で、追加のプロフィールが今後数か月の間に公表される予定であり、2013 年末までに世界中の大部分の法域についてプロフィールを提供することを最終的な目標としている。

### 4. Wang Haoyu 氏が IFRS 諮問会議における IOSCO 代表に就任 (2013 年 6 月 28 日)

IFRS 財団の評議員会は、Wang Haoyu 氏の IFRS 諮問会議における IOSCO 代表としての任命を発表した。諮問会議は評議員会及び IASB に対する正式な諮問機関である。Wang 氏は中国証券監督管理委員会 (CSRC) の会計・規制に関する部門の幹部である。CSRC での勤務の前には、Ernst & Young, Hua Ming の会計・保証に関する部門の監査人であった。

彼女は北京大学の経営学での修士号を持つ公認会計士である。Wang 氏の任期は直ちに開始する。同氏の任命は Alexsandro Broedel Lopes 氏の諮問会議からの退任を受けたものである。

### 5. 岡田譲治氏が IFRS 財団の評議員に就任 (2013 年 7 月 4 日)

IFRS 財団の評議員会は、岡田譲治氏の IFRS 財団評議員への任命を発表した。岡田氏の任期は直ちに開始し、2015 年 12 月 31 日に満了するが、さらに 3 年間の再任が可能である。

岡田氏は、67 か国に 150 のオフィスを持つ日本最大級の商社の 1 つである三井物産株式会社の代表取締役、専務執行役員、CFO を務めている。同氏の任命は、今年 6 月に評議員を退任した鳥崎憲明氏の退任を受けたものである (本件については、本誌 7 頁の「IFRS 財団トラスティー就任にあたって」もあわせて参照いただきたい。)

## 6. FEI カナダがカナダ基準から IFRS への移行コスト調査を公表 (2013年7月16日)

FEI カナダが、カナダ企業におけるカナダ基準から IFRS への移行コストの研究結果を公表した。カナダ会計基準監視委員会と IFRS 財団は、この調査に共同で資金拠出していた。

調査回答者の多くは、カナダにおける IFRS への移行コストは、全体として、多額ではあったものの管理可能であり、おおむね予定に沿って予測されたものであると述べている。

76% の回答者は、計画コストは予算とおおむね一致し、その他のコスト (教育・研修、契約変更、監査等) は最終的には予算と同じレベルかあるいは下回ったとしている。

また、約半数の回答者は、IFRS により財務諸表を作成し監査を受けるコストは、自国基準での作成と監査のコストとほぼ同じと答えた (その他は、コストが減ったという回答も、増えたという回答もあった)。その他、本調査は、以下のような分析や、企業規模によるコスト水準等の相違といった調査結果も含んでいる。

- 62% の企業の移行予算は、\$ 500,000 を下回る。
- 海外で IFRS 導入経験のある従業員を雇用することでコストを抑えた事例があった。
- ほぼすべての回答者が、IFRS 移行により、契約変更を要するケース (再交渉の費用) はほとんどなかったと回答した。
- 4分の3の回答者は、IT システムは予想より柔軟であり、IT インフラを大きく変更する必要はなかったと回答した。

カナダでは、2011年1月1日から IFRS が正式に採用されており、本調査は、2013年1月に IFRS 適用 105 社の財務担当役員を対象に行われたオンライン調査と、2013年2月21日にトロントで開催された円卓会議 (多様な業界からの代表である作成者 14 名出席) から得られた情報を総合したものである。

## V. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASB の会議は、ロンドンの IASB 本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議 (2013年5月21日~24日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2013年6月18日~19日、一部 FASB との合同会議)
- 通常会議 (2013年7月23日~25日、一部 FASB との合同会議)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2013年5月14日、15日及び7月16日、17日にロンドンの IASB で開催された (詳細については、本誌 245 頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい)。

## VI. その他の IASB 関連会議

- 2013年5月30日、31日 新興経済グループ (EEG) 会議 (ソウル)
- 2013年6月3日 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議 (電話会議)
- 2013年6月13日 IASB の代表者と資本市場諮問委員会 (CMAC)、世界作成者フォーラム (GPF) との合同会議 (ロンドン) (詳細については、本誌 250 頁の「CMAC-GPF 合同会議 (2013年6月) の概要」を参照いただきたい)
- 2013年7月26日 料金規制事業に関する諮問グループ会議 (ロンドン)

その他、2013年5月20日、6月19日にフィールドワークと影響分析のための方法論に関する諮問グループ会議 (ロンドン) が開催された。